

1. 「家族介護者支援」の正当性とその論理

—「介護と仕事と暮らし」が折り合う環境—

津止 正敏

1. 「ケアする人のケア」—家族介護者支援の正当性を問う—

近年社会福祉の領域において、「ケアする人のケア」や「家族介護者支援」の課題として特別な注目を集めるようになってきているがⁱ、介護される人とは相対的に区別される介護する人たちの抱える課題への社会的な関心の深まりの背景にはどのようなことが潜んでいるのだろうか。

一方、個別の支援計画に基づく自立支援や自己決定の尊重、当事者主権など被介護者、障害のあるその人に着目した「本人支援」のあり方も介護、福祉、医療や教育等々社会政策の分野で特段に強調されるようになってきている。認知症ケアの領域でも「パーソンセンタード・ケアⁱⁱ」という処遇理念・方法が援助職の強い関心を呼んでいる。こうした「本人支援」という制度化の前進という政策的トレンドの中で、他方での「ケアする人のケア」や「家族介護者支援」の理念や方法への関心の高まりということは、それぞれどのような相関にあり、どのような同異があるのだろうか。

障害のある本人への着目、これは援助職と家族介護者、関係者の地道な粘り強い実践の一つ一つの積み重ねが切り開いたこの社会の希望ある到達点として歓迎されるべきものだ。障害のある人が介護、福祉、医療等社会政策の対象とはみなされずに隔離や廃棄、治安の対象として生命の維持すら覚束なかった時代とは全く一線を画す大きな進歩に違いない。介護、福祉、医療等の技術や実践の発展によってこれからもさらに一層大きく前進させなければならない理念や方法としてまずは確認しておきたいと思う。ただ、この「本人支援」のテーマはネガティブな政策的誘導によっては先の評価とは真逆の事態を招きかねないということも合わせて指摘したいと思う。

介護、福祉、医療など「本人支援」の中核的制度が進むほどに、在宅の介護

はもとより制度・サービスの利用に伴う付き添い、見守り、送迎、制度相互のマネジメントやコーディネート等々付随する機能も新たに発生してくる。被介護者と家族の課題を包括的に支援する仕組みがあるとの前提に立てば、これらの付随的機能をも担う支援が制度そのものに付加されて当然であろう。しかし、実際には各制度のもとでは周辺化された付随的機能の殆どを担い、被介護者の生活を支えてきたのは彼らの配偶者、両親、子ども、兄弟姉妹など家族介護者だったのだ。介護、医療、福祉の援助機関・職からは家族はとともに連携して被介護者の生活に貢献する最適資源として設定され、家族がその役割を担うということへの正当性が問われることなどは殆ど無かったように思われる。援助機関・職における被介護者、当事者の支援ということは、それを強調すればするほどにその一方に介護する家族の役割を当然視しつつ、他方では家族の直面する葛藤や苦悩、課題を忘却に追いやりかねない装置として機能するということだ。被介護者と暮らす家族が「もう1人の当事者ⁱⁱⁱ」として、「本人支援」を盾にもっぱら介護の人的資源という家族責任を背負い込まれる、あるいは自らの自発性を組織され、すすんで介護を背負い込むという構図だ。「本人支援」の陥穽である。介護が必要な人自身に着目し被介護者を支援するという実践と運動が切り開き、さらに発展させなければならないテーマを、家族資源化に転化させずに、本人も家族も忘れられることなく共に支援対象とする「家族介護者政策」ともいうべきフレームはどのようなロジックで構成されなければならないのか。

本稿では、この間、男性介護者を対象として調査研究に取り組んできた「介護と仕事と暮らし」の折り合う環境という素材をもとにこのテーマに応えてみたい。

2. 変わる「家族」と「介護」

変わる「家族」と「介護」—このテーマにまつわるエピソードをいくつか紹介してみたい。

(1) 「老障介護」

一つは「老障介護」。筆者はこれをテーマとした報道番組を視聴する機会が

あった^{iv}。「社会福祉法人きょうされん」が2010年に実施した「家族調査」を素材に、高齢化する障害者とその家族の暮らしを追った真摯な報道であった。

脳性マヒで全介助の必要な息子（44歳）を介護する母親（79歳）。行政から月40時間保障されているホームヘルプサービスを「申し訳ないから自分が出る間は自分で」と使い切ることなく「40になっても息子は可愛い」と日中の殆どを息子の介護に明け暮れていた。ケアホームに入所している全盲で知的障害のある娘（42歳）を週末自宅介護する高齢の父（75歳）と母（72歳）。娘が暮らすケアホームは他の障害児家族と共同で自治体の助成や借入れをしながら土地・建物を捜し歩いて実現した。父親は「今の日本の福祉ではお手上げだ。預けたくても預ける所がない」、だから親の運動で作っていくしかなかったと語った。

高齢者が障害者を介護するという、育児と介護がその境界を越境して営まれている障害児家族の深刻な生活課題が社会化どころか家族の中に封印されたままに広がっている。通常の育児には卒業があるが、障害のある子どもの場合は育児が長期になり、その延長線上には途切れることなく介護の課題がやってくる。育児には終わりがあるが、介護はゴールのないマラソンのようなもので先が見えない。社会的支援も十分ではない。育児と介護の違いを語る際によく使われてきたメタファーだが、こうしてみると障害のある子どもの子育て課題は、育児といえども介護と全く同様の困難性を備えているようだ。

(2) 「ワーク・ライフ・バランス」

エピソードの二つは、「ワーク・ライフ・バランス」。筆者もそのメンバーである京都障害児放課後ネットワークが2010年に実施したインタビュー調査のテーマ「障害児家族の介護離職」^{vi}に関連して議論されてきたテーマである。2010年6月に改正育児介護休業制度が施行され、短時間勤務制度や残業免除の義務化、看護休暇制度の拡充、パパママ育児プラスなど「ワーク・ライフ・バランス」に関する新規施策も始まった。働くために全てを犠牲にするという枠組みではないワークとライフの両立支援は育児の分野ではようやく具体性を伴ってきたように思う。だが、介護は違う。介護離職が後を絶たず、従来のように女性ばかりではなく、40代50代の働き盛りの、しかも企業や家庭の大黒

柱の男性たちの介護に伴う離職が増加し社会問題化している。国基準をはるかに上回る支援策を講じる企業も増え、介護に掛かる短時間勤務の上限をなくした企業もある。介護保険制度も十分ではないといえ、10年のキャリアを積んでいるにもかかわらず、介護と仕事の両立は困難を極めている。介護は先の予測が難しい。制度が求めるような標準化も難しい。介護の社会化をいいつつ、制度も社会規範も根深く家族責任主義を煽っている。家計負担も半端じゃない。介護保険等の介護が必要な人への施策を「介護政策」とすれば、介護する家族の支援施策として「家族介護者政策」を主張する背景がここにもあるのだ。実効ある「家族介護者政策」の方向はまだまだ道途上、暗中模索のようだ。

京都障害児放課後ネットワークの調査テーマを育児でも養育でもなく介護離職というフレームにしたのも、この社会の抱える介護課題との親和性に着目したからに他ならない。「ワーク・ライフ・バランス」は「ワーク」も「ライフ」もいずれもしっかり成り立ってこそ今日的意味を持つのだ、ということからすれば「ワーク」一辺倒だけでなく、逆に「ワーク」から徹底的に排除され「ライフ」を強要され続けてきた障害児家族の状態もまた男性介護者と同様、社会問題の一角を構成するのではないか。「ワーク・ライフ・バランス」という時代のキーワードから見えてくる本稿のテーマだ。

(3) 「ケア／ケアラー」

そして最後にもう一つのエピソードは「ケア／ケアラー」だ。2010年に発足した「ケアラー（家族等無償の介護者）連盟^{vii}」が、実施した調査^{viii}によると、病気や障害のある家族の「介護」「看病」「療育」「世話」をしている人は、1万人を超える回答者の中でなんと5人に1人、「気遣い」も含めると4人に1人という高い比率を示した。この調査は、同年8月から12月にかけてケアをする人「ケアラー」の出現率を明らかにしその支援策を社会化することを目的に実施したもので、高齢者の介護だけでなく、病気や障害のある子どもの世話も含めて把握し、高齢者のみの課題と混同されることを嫌い敢えて介護という汎用語を使用せずに「ケア／ケアラー」という表記にしています。この調査では全国5地域2万人の大規模全数調査として実施され、1万人を超える市民からの回答を得た（回収率49.3%）。ケアラー2,075人（全回答者の19.5%）の

うち、3分の2が女性、13人に1人は育児と介護の両方をしており、2人に1人強が「介護」、4人に1人以上が「看病」、5人に4人が「世話」、7人に5人が「気づかい」。「病気や障害のある子どもの育児」をしている人はケアラー2075人中259人、8人に1人ということだった。ケアラー年齢層は40歳未満から80歳代まで各年代に広く分布し、ケアされている人は10歳未満から90歳以上まで、その続柄では親・配偶者・兄弟姉妹・子ども・孫までと多様だ。ケアラーの5～7人に1人は不満や戸惑い、不自由を訴え、7人に1人はかなりの負担感、12人に1人はとても大きな負担を感じていた。5人に1人が孤立感を感じながらのケアとなっていた。そして今はケアに従事していない8割の人たちもケアに無関心ではなくそれどころかその85%の市民がケア／ケアラーとしての自己及び家族の将来に不安を抱えながら暮らしていた。

もはや、ケアラーが限定された特別な集団・階層ではない。今私たちのすぐ隣にある人々の生活課題、すぐ目の前にきている私の生活課題ということがリアリティを持って語られているのだ。前項の「ワーク・ライフ・バランス」との関連でもこの「ケア／ケアラー」のエピソードの独自性は際立って重要である。それは今日の私たちの暮らしにおける「ケア」は、労働から離れて展開される趣味や教養、レクリエーションなど自己実現・社会参加・社会貢献活動としてこれまでライフの主要なコンテンツとされてきたものにOne Of Themとして回収されるには余りに困難で複雑な課題を内包しているのではないか、ということだ。ライフにおいて特段に強調され、相対的に独自の課題を主張しなければならない「ケア」とその主要な担い手である「ケアラー」としての家族介護者の課題である。

3. 「介護と仕事と暮らし」が折り合う環境

—男性介護者の介護実態から—

(1) 100万人の男性介護者

[表1]にみる通り「主たる介護者」としての男性が既に100万人を超えている^{ix}。彼らによって可視化された課題の一つに「介護と仕事と暮らし」があるが、私たちの2006年調査^xでも、無職者のうち介護によって離職を余儀なく

された男性介護者は20%を越えた。また、2010年に行った男性介護者と支援者の全国ネットワーク（男性介護ネット）の会員調査^{xi}ではその比率はさらに増え、介護を離職理由とした人が37%を占めた。介護と仕事の問題は、経済的課題やキャリア、社会参加、孤立化、家族形成等々介護を中心に交差する輻輳的な問題状況を構成している。

[表1] 主な介護者（手助けや見守りを要する者との続柄・手助けや見守りを要する者との同居居状況・主な介護者の性別） 単位：千人

同居の主な介護者の性	総数		配偶者	子	子の配偶者	父母	その他の家族	
	人数	%						
2010年	総数	3,796	100.0%	1,465	1,071	630	484	145
	男	1,188	31.3%	533	513	16	79	47
	女	2,608		933	558	613	405	98
2007年	総数	3,362	100.0%	1,243	823	568	587	141
	男	1,087	32.3%	397	379	18	245	49
	女	2,275		846	444	550	342	92
2004年	総数	2,596	100.0%	994	695	604	224	79
	男	733	28.4%	343	316	17	38	19
	女	1,863		651	379	587	186	60
2001年	総数	2,190	100.0%	792	545	559	208	86
	男	542	24.8%	261	216	13	32	21
	女	1,648		531	329	545	177	65
1998年	総数	1,055	100.0%	399	232	290	98	36
	男	198	18.8%	119	68	1	6	4
	女	857		281	163	289	92	32

各年版国民生活基礎調査（世帯票）より作成

(2) 「0.06%」の介護休業取得率

一方、介護はどうだろうか。家族の介護に直面するのは、育児と違って20代30代という若い世代ではなく、40代50代という家庭や企業の大黒柱を期待され、また自負してきた世代だ。この世代のとりわけ正規職員の多くは男性が占めるといふ働く人の実態からすれば、介護と仕事、暮らしの課題は、特に男性に集中して現れるジェンダー課題といえるかもしれない。

介護と仕事の課題は深刻さを増している。男性介護ネットの第3回総会（2011年3月）に高齢社会をよくする女性の会理事長の樋口恵子氏から頂いた

「せめて育児休業の規模と予算を持つ介護休業を」というメッセージは、参加者の大きな共感の拍手で包まれた。介護離職は後を絶たず年間 10 万人にもぼっている。増えているのは 40 代 50 代の働き盛りの、企業や家庭の大黒柱の男性たちだ。企業の努力がないわけでもない。上場企業ではほとんどが国基準の 93 日の休日をはるかに上回る介護休業や休暇、経済給付などの社内制度を整備し、最近では介護に掛かる短時間勤務期間の上制限を廃止した企業も複数報道されている。それでも介護を理由とする離職者は増え続け、休業制度の取得者・率は好転しない。全労働者比では 0.06%（平成 20 年度雇用均等基本調査、女性 0.11%、男性 0.03%）、家族の介護が必要となった人でも 1.5%の取得率でしかない（労働政策研究・研修機構平成 18 年調べ）。働く人の介護と仕事の両立支援としては全く機能していないといってもいい。

上記の「ワーク・ライフ・バランス」を、ケアをライフに包摂して結果として埋没させるのではなく「ワーク・ライフ・ケア・バランス」として、特段に強調してもし過ぎることがないようである。

(3) 「介護と仕事と暮らし」を新しい社会モデルに

男性介護者は 100 万人を超えていることは先に紹介したが、その 3 分の 1 以上は働き盛りの 60 歳未満だ。国勢調査（2010 年）の就労構造からは、60 代前半の男性でも 73.4%が就労していることが分かっている。毎年の介護離職者が 10 万人を超えていることからすれば、介護離職予備軍は、働く女性介護者も含めれば更に膨大な数に上っていることは容易に予測できる。もう一部の人の問題だとして無視することは誰にもできなくなった。ここにこそ介護と仕事のテーマが社会問題化せざるを得ない背景があり、介護と仕事と暮らしが折り合える環境を要求する根拠があるのだ。

介護が必要な家族を暮らしている人たちはどのようにして介護と仕事を成り立たせているのだろうか。あるいはどのようにして多くの人が介護離職に追い込まれているのだろうか。その後どのような暮らしが待っているのだろうか。[表 2] は私たちの調査で出会った声をもとにして作成したものだ。こうした実態はこれまでほとんど知られてこなかったが、近年幾つかの政府データや調査研究からその声が聞こえてくるようになった^{xii}。毎年 10 万にもものぼる

離職者、膨大な数の離職予備軍の実態からすればまだまだ端緒である。更に詳細な実態把握をもとに、「介護と仕事」を新しい社会モデルとして構築していくこと、ここに私たちの課題がある。介護者運動や労働運動にもそして企業マネジメント、行政政策にも共通するテーマだ。

(4) 介護視点の「ワーク・ライフ・バランス」

男性の働き方を育児・家事・介護などライフ・ケアを組み込んだものに変えるということは「ワーク・ライフ・バランス」の大きなテーマだ。従来の仕事中心に設計された主流な働き方への誘導ではなく、むしろこれまで周縁化された「下流」とされてきた働き方—結婚、出産、育児、介護、自己実現に社会貢献などライフサイクルの諸ケースに随時接合されるような—を社会の主役に脱皮させる主張だ。従来を中心と周縁を反転させ、またそうなることを必然化するオルタナティブだ。

[表2] 介護と仕事の実例

地域	年齢	被介護者・介護期間	介護と仕事
大阪*	56歳	父(85歳)、要介護3、3年	正規常勤。介護休業制度は利用していないし、会社では取得不能。自分の時間がない。一日ゆっくりしたい。
広島*	49歳	父(85歳)、要介護1、2年	介護離職。介護するようになって半年で退職勧奨。100%自由な時間がなくなった
沖縄*	58歳	父(87歳)、要支援2、5年3ヶ月	正規常勤。デイサービスを利用。勤務日は妹に送迎依頼し、休日は自分で送迎。介護と仕事の両立は困難、時機を見て退職検討している。
青森*	49歳	母(86歳)、要介護4、7年5ヶ月	自営業。仕事が減ってきた。泊りがけの仕事が出来なくなった。年取が1千万から240万に激減。2~3日でもいいからのんびりしたい。
東京**	68歳	妻(59歳)、全介助、10年	介護離職。妻50歳時に若年認知症。鍵をヘルパーに預け外から施錠して出勤。デイサービスは勤務時間と送迎時間が合わずに利用できず。介護か仕事二者択一を迫られる毎日。

* 印『男性介護者白書』(2007年)、** 印体験記『男性介護者100万人へのメッセージ第1集』(2009年)より。

しかし、介護と仕事の課題は単に働き方を変えるに留まらない複雑系だ。収入やキャリアなど就労構造の課題、介護する人が働くことを可能とする介護サービスも不可欠だ。企業や労働者という働く側だけでは決して解決し得ない

のだ。介護を包摂する多様な働き方と働くことを支える入所・在宅の多様な就労支援型介護サービス、この理念を受容し推進する主体の成熟、これらがそろってはじめて介護と仕事の折り合うテーマが拓ける。

こうしてみると介護と育児とは同じ様に家族のケアを担うとはいえ、ケアする人もされる人も随分と異なるフェーズにあるようだ。家族形成のスタートラインに立つ育児、家族を看取る介護。若い人の育児と共に老いたあるいは老いに向かいつつある人の介護。働き始めた人と働き盛りのあるいは仕事をリタイアした人。ただ、介護には育児以上に家族関係の歴史の重みがある。何十年と暮らした深い絆もあれば、愛憎半ばする厳しい関係もある。離れて暮らすことによっては修復可能な家族関係もある。だからこそ在宅と並んで入所型介護サービスは介護と仕事の両立支援にとって必要不可欠だ。介護視点の「ワーク・ライフ・バランス」は働き方や暮らし方、家族関係の多様な構造を受容しなければならないのだ。その受容の先には介護で繋がる緩く弱い新しいケア包摂型コミュニティというべき世界がきっと広がるはずだ。

(5) 「ケアメン」プロジェクト

「イクメン」に倣って、介護する男性だって「ケアメン」と呼ぼう、と男性介護ネットはアピールしている^{xiii}。そして「介護と仕事と暮らし」が折り合える社会環境づくりを目指して、彼我の介護体験を「書く／読む」「語る／聴く」という草の根の介護者運動（「ケアメン」プロジェクト）を呼びかけている。

「ケアメン」について、私は男性介護ネットが発行する体験記^{xiv}の発刊の辞として以下のように記した。

育児するオトコを「イクメン」というなら、介護する私たちだって「ケアメン」と呼んで欲しい、と「恐る恐る」声をあげたのは去年（2010年）介護体験記第2集を発行した頃。以後、幾つかのメディアに投稿し講演会でも何度となく主張してきた。そして今年（2011年）3月の男性介護ネット第3回総会では、介護と仕事の両立課題を前面に立てたプログラムとして「ケアメン」プロジェクトを提起した。ワークライフバランスが政府の重点政策として議論が始まっているからだ。まだワークライフバランスの主要テーマは育児だが、その内必ず介護問題が中心舞台に踊り出てくる、あるいはそうしなければならない

いという気持ちが強くあったからだ。

「恐る恐る」というのは、介護している男性当事者から、軽すぎる、茶化すんじゃない、とか自らすすんで介護をやっているわけではない、代わる人いないんだ、と四方八方のお叱りを受けるのではないかと恐れたからだ。無論そのような意見もないわけでもなからうが、幸いに今のところ私の元に直接の抗議の声は届いていない。むしろ、「ケアメン」という言葉が好意的に受け止められ、全国の男女共同参画センターからは「ケアメン」を冠とした講演依頼が届いている。また、インターネット上では次のように解説されていて驚いた。

—「高齢者の介護を積極的に行う男性。育児を積極的に行う男性を『イクメン』とよぶことが定着してきて、次の段階として、これまで家庭にいる女性にまかせがちだった介護を、働いている男性も受けもとうということから提唱されている。これまで介護はつらくて嫌なもの、排除したいものとされてきたが、ケアを組み込んだ生き方や働きの方が人生を豊かにできるのではないかと、『男性介護者と支援者の全国ネットワーク』事務局長の津止正敏は述べている。介護も仕事も楽しみながら行うことができる社会、地域づくりが理想であると提案している」

上記の引用文は『現代用語の基礎知識』の元編集長亀井肇氏（新語アナリスト）が配信する「新語探検！^{xv}」というサイトからだ。また、「若者言葉辞典^{xvi}」というサイトでは、ケアメンとは「男性に関する若者言葉です。意味：介護などに積極的な男性のこと。介護福祉士の男性。由来：育児に積極的な男性、イクメンを推し進めたもの。ケアメンは、人のために働ける介護をすれば人生が一層豊かになる、という風に捉えており世間的にも介護のイメージは変わりつつあるようです」と解説している。少しニュアンスの差はあるが、結構、的を得た紹介だ。このサイトによると、使用例（若者が使う場合の例らしい）は「結婚相手に選ぶなら、やっぱケアメンでしょ」。私たちが使うには少し厳しいが、悪くない。

時代は変わりつつあるようだが、現実はまだまだ厳しい。出張、残業など仕事関与の自由度が逼迫し、その結果収入は激減し介護関連の支出は増える。それでも介護に対応する経済的支援はない。介護休業給付も給与の4割、3ヶ月だけだ。介護が貧困化の引き金となることを直感する私たちには休業の扉を開

くのは容易ではない。覚悟して離職したわけでもない。家計の不安もある。介護後の自分の老後設計もある。でも、もう「それ」しかない、と思うときそれが介護離職となって現れるのだ。であればこそ、介護→離職→貧困→介護事件という負の連鎖を断ち切って、この社会がまだ実現していない介護包摂可能な働き方、暮らし方への転換に、声を大にして異議申し立てを行うことに特段の意味がある。

介護を排除して成り立つ働き方、生き方の貧しさを私たちはもう嫌というほど実感している。しかし、そのオルタナティブの提示は、まだ道途上である。「介護と仕事と暮らし」の折り合う環境をこうした文脈から読み解きつつ、新たな地平を切り開いていこう、と思う。

ⁱ 歴史のある障害難病の家族組織に他にも、この分野で活動している全国組織に、「ケアする人のケア研究所」(奈良)・「男性介護者と支援者の全国ネットワーク」(京都)・「日本ケアラー連盟」(東京)・「認知症のひとと家族の会」(京都)などがある。

ⁱⁱ 英国の故トム・キットウッドが提唱。認知症をもつ人を一人の人として尊重し、その人の視点や立場に立てて理解し、ケアを行うおとする認知症ケアの考え方。スー・ベンソン編、トム・キットウッド／ボヴ・ウッズ企画構成、稲谷ふみ枝／石崎淳一監訳『センターバーソンド・ケアー認知症・個別ケアの創造的アプローチ(改訂版)』(クリエイツかもがわ、2007年)に詳しい。

ⁱⁱⁱ 藤原理沙は「母親役割の固定化は、確実に母親の生活を拘束していくことになるのであり、障害をもつ子供と共生し、特別な時間とエネルギーをかけて育児と介護にあたる母親の当事者性は否定されるべきでなく、むしろ再認識されるべきである」とし「もう一人の当事者」としての母親問題を指摘している(藤原理沙『重度障害児家族の生活—ケアする母親とジェンダー』2006年、p.43)。

^{iv} NHK『特報首都圏』(2011年5月13日(金)午後7時半～8時)。「老障介護とどう向き合うか」と題して放映された。

^v きょうされん「家族の介護状況と負担についての緊急調査」(2010年7～9月実施)。回答数3,277人(回答率10.1%)

^{vi} 京都障害児放課後ネットワークが実施した調査「障害児家族の介護離職に関するインタビュー調査」だが、同ネットによって分析作業のための研究会が組織されており、2012年中には報告書がまとまる予定である。

^{vii} 2010年6月に研究者、実践家、当事者によって発足。2011年11月、一般社団法人日本ケアラー連盟に改組して今に至る。「介護者支援法(案)」を発表し、その制定に向け精力的に活動を続けている。本稿で紹介している調査の実施地域は、北海道栗山町、東京都杉並区、新潟県南魚沼市、静岡県静岡市、京都市山科区のうち平均4千世帯を有する一地区を選定、その地域全世界にアンケート用紙を配布して実施した。

^{viii} この調査結果は、NPO法人介護者サポートセンター・アラジン(東京)によって『ケアラーをサ支えるために—家族(世帯)を中心とした多様な介護実態と必要な支援に関する調査研究事業報告書—』(2011年3月)としてまとめられている。

^{ix} 国民生活基礎調査(世帯票)の「主な介護者数、手助けや見守りを要する者との続柄・手助けや見守りを要する者との同別居状況・主な介護者の性別」によれば、実数では2007年で1,087千人、2010年では1,188千人となり、男女比ではそれぞれ、32.3%、31.3%となっている。

^x 調査結果は津止正敏・斎藤真緒『男性介護者白書—家族介護者支援への提言—』2007年、かもがわ出版に所収

- xi 調査結果は、『男性介護者の介護実態と支援の課題—男性介護者と支援者の全国ネットワーク第1回会員調査報告』(2011年、立命館大学人間科学研究所)、及び本書第3章に掲載している。
- xii 介護と仕事を巡っては、私の手元にあるだけでも以下のような調査研究がある。*労働政策研究・研修機構編『仕事と介護—体系的両立支援の構築に向けて—』(2007年、独立行政法人労働政策研究・研修機構)、*『両立支援のための柔軟な働き方研究会報告書』(2009年、21世紀職業財団)、*『介護を行う労働者の両立支援に係る調査研究報告書』(2011年、財団法人21世紀職業財団)、『仕事と介護の両立に関する実態把握のための調査研究事業報告書』(2010年、みずほ情報総研)、『ケアラーを支えるために一家族(世帯)を中心とした多様な介護の実態と必要な支援移管する調査研究事業報告書』(2011年、NPO法人介護者サポートセンター・アラジン)
- xiii 読売新聞2011年2月1日朝刊「私のおんしん提言 介護できる『ケアメン』に」
- xiv 男性介護ネット『男性介護者100万人へのメッセージ—男性介護体験記第3集—』(2011年、クリエイツかもがわ)
- xv <http://dic.yahoo.co.jp/newword?ref=1&index=2011000219> [新語探検 著者:亀井肇/提供:JapanKnowledge] (2011年12月15日閲覧)
- xvi <http://boresound.blog133.fc2.com/blog-entry-109.html> [若者言葉辞典] (2011年12月15日閲覧)